

世界が進むチカラになる。



厚生労働省 令和7年度 社会福祉推進事業

市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究

包括的な支援体制の整備に向けた
取組の進捗状況を確認するための
ロジックモデル・指標案
一市町村の自己点検ツール—
解説付きver.

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

なぜ、包括的な支援体制整備のロジックモデルを作成したのか？

課題⇒取組⇒アウトカムの一連のストーリーを言語化

包括的な支援体制の整備は、社会福祉法により、すべての市町村に対し努力義務が課されていますが、市町村からは、「整備に向けてどのような取組を進めていけばよいかわからない」「取組の成果を評価する方法がわからない」といった声があがっています。

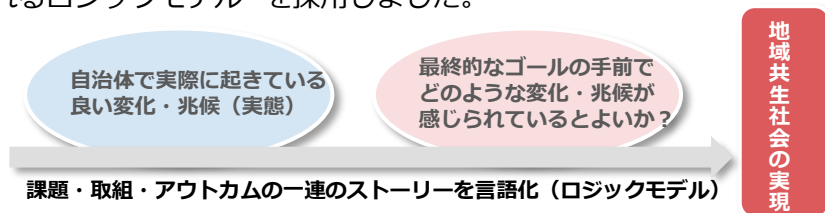
包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めている市町村では、実際に変化が生じているものの、それが地域共生社会の実現に向けた良い兆候であることを十分に説明できないジレンマを抱えています。

また、取組を始めて日が浅い市町村では、まだ十分な変化が生じていないことから、取組を進める意義を関係者に理解してもらうのに苦労しているという状況もあります。

これらの実態は、各自治体の課題に対し、どのような取組をすることで、どのような成果が生まれ、それが最終的なゴールである地域共生社会の実現に向かっていくのかという一連のストーリーが示されていないことに原因があると考えました。

そこで、本事業では、最終的なゴールが地域共生社会の実現であるとして、その手前でどのような変化や兆候が現場で確認できればゴールに向かっていられるのかを整理しました。また、実際に取組を進めている市町村において、従前の状態はどうで、どのような課題があったのか、**取組によってどのような変化が実際に起きたのか**を、アンケートやヒアリングから実態を整理しました。

そして両者がどのようにつながるのかを、有識者委員会で議論を重ね、可能な限り言語化を試みました。一連のストーリーを作成するにあたっては、効果発現のプロセスを表現するのに適していると考えられるロジックモデル^{*1}を採用しました。



重要なのは、初期アウトカム

左記の「最終的なゴールの手前で発現するとよい変化・兆候」については、本ロジックモデルでは、初期・中間アウトカムとして示しています。特に、初期アウトカムは中間・最終アウトカムと比べて、取組開始から短期間で効果が発現すると考えられるものです。

初期アウトカムに設定されている「モニタリング指標」は、**比較的初期の段階で取組の効果を検証し、その後の改善につなげるために有効な指標**と言えます。ねらいとする効果に向かって取組が進んでいるか、取組内容がずれていないかを初期段階で発見する役割が期待されるため、是非参考にいただければと思います。

初期・中間アウトカムの「モニタリング指標（案）」

本ロジックモデルでは、初期・中間アウトカムの達成を確認するため、**支援の質を表す客観的な指標**の設定を、可能な限り試みました（例：ケースの把握から介入までの期間（日数）、情報が寄せられたケースのうち介入を行った割合）。しかし、それが難しい場合は、**包括的な支援体制整備の所管課の観察や関係者の主観を問う指標**を設定しています。

指標については、市町村によりデータの整備状況が異なるため、「指標（案）」と示しています。各市町村で取得できるデータをふまえて、アウトカムの達成を確認するのに適切な指標を検討して下さい。その際、以下の点にご留意ください。

定量的な指標にこだわりすぎて、取得可能なデータだからという理由で、支援の質とは必ずしも関係ない数値を指標化することは避けてください。アウトカムとの因果関係の確認が極めて重要です。支援の質を測る方法は数値に限定されず、観察や主観を問うことでも可能です。なお、関係者の主観を問う場合は、個人の主観に左右されないよう一定数を対象にアンケート等を行うとともに、経年変化を観察することが重要です。また、指標のデータ取得のために、現場に過度な負担がかからないよう配慮することも求められます。

なお、これらの指標は自治体間の比較を想定したものではありません。

本ロジックモデルの読み方

主語＝包括的な支援体制整備/重層事業の所管課 働きかける対象＝支援関係機関、地域づくり担当

本ロジックモデルは、**市町村の包括的な支援体制の整備/重層事業の所管課**（以下「所管課」と表記）が、**支援関係機関・地域づくり担当**（各福祉分野担当者、地域づくり担当部門等）に対し、どのような体制整備や働きかけを行い、その結果どのようなアウトカムが生じるかを示しています。

活動/アウトプットは例示です

アウトカムを得るための取組は多様であることから活動/アウトプットは抽象度を高めて記載しています。また、これらはあくまで例示ですので、各アウトカム達成に必要な取組は、各市町村が抱えている課題や置かれている状況、活用できる資源、体制等に応じて自由に検討してください。なお、活動/アウトプットは、アウトカムの達成状況に応じて柔軟に変えていくべきであることから、活動/アウトプットには指標を設定していません。

初期・中間アウトカムのスパンは どう考えればよいのか？

初期・中間アウトカムは、何年程度を目途に達成されるべきかについては、現時点での取組の進捗状況や取組内容によるため**一概には設定できません**。初期アウトカムは中間・最終アウトカムと比べて短期間で発現すると考えられますが、同じ初期アウトカムでも自治体の状況によって達成までの期間には差が出てくると考えられます。

課題・アウトカムは、 どのように設定されたのか？

課題・アウトカムは、本調査研究で実施した市町村対象のアンケート・ヒアリングから**実態を抽出**したものです。

包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めている市町村における、取組を始める前の状態（従前の状態）を課題として、取組により実際に起きた変化をアウトカムとして整理しました。

なぜ、「評価指標」ではなく 「モニタリング指標」なのか？

本ロジックモデルでは、アウトカムの達成を確認するためのモニタリング指標（案）を示しています。しかし、**数値の増加・減少が取組の成果を必ずしも表すわけではありません**。そのため、「評価指標」ではなく「モニタリング指標」と表記しています。変化を確認し、なぜ変化したのか、その背景を考察することに意味があると考えてください。

なぜ、最終アウトカムには 指標が設定されていないのか？

最終アウトカムは、抽象的な表現とならざるを得ず、シンプルな指標で把握することが難しいため設定していません。本ロジックモデルは、初期・中間アウトカムが達成されれば、自ずと最終アウトカムに向かっていくであろうという想定で作成しています。抽象的な概念を無理に指標化することで、取組を誤った方向に導く可能性があるため、指標化を避けました。

本ロジックモデルの使い方と取組の進め方

“自己点検ツール”としてお使いください

本ロジックモデルは、包括的な支援体制整備の所管課が、関係者と共に取組の進捗状況を確認するための“**自己点検ツール**”として作成しました。まずは「課題」を見てください。共感するところがあれば、そこに記載されている初期アウトカムのような変化が起きているかを確認してください。現在の取組を継続すべきか見直しすべきかを検討することができます。

また、課題やアウトカムの中には、現場の支援者が明確に言語化せずとも日頃から気になっていることや意識していることが記載されているかもしれません。現場で感じている問題意識や取組の意義等を言語化して庁内外に説明する材料としてもご活用いただけます。

全ての市町村に活用いただけます

包括的な支援体制の整備は、すべての市町村の努力義務となっています。重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）を実施している市町村においては事業の効果を評価するのに活用いただけるほか、重層事業を活用せずに取り組んでいる市町村にも、取組の進捗状況の評価するのにご活用いただけます。

基本的な概念・キーワードを理解した上でご活用ください

本ロジックモデルは、地域共生社会、包括的な支援体制の整備等に関する基本的な理解の上でご活用いただくことを前提としています。また、これまで国の資料やガイドブック等で示されてきた「伴走支援」「支援者支援」といったキーワードが、取組の中でどのように実践され現場に変化が生まれるのかも示しています。

そのため活用にあたっては、基本的な概念やキーワードを理解するため、国の資料やガイドブック等もあわせてご参照ください。

管理職のイニシアティブがなければ、包括的な支援体制の整備は進みません

取組を進める中で、既存の体制では対応できないニーズや課題を把握するのは所管課の役割ですが、それを受けて全庁的な相談支援体制の見直し（機構改革や事務分掌の変更等）を行うのは管理職の仕事です。担当者だけで取り組んでいては、現場が疲弊していく一方で、**部課長級のイニシアティブこそが包括的な支援体制の整備に必要不可欠**と言えます。また、ロジックモデルの活動の中には、福祉以外の部門との協力が必要なものもあり、全庁的に取り組むためにも管理職の関与が必要です。

「アウトカム」の達成にこだわり、「活動」は柔軟に変えていくことが重要です

P1に記載の通り、本ロジックモデルは、初期アウトカムを重視して作成しています。指標をモニタリングする中でアウトカムにつながっていないと考えられる場合は、取組を柔軟に変えていく必要があります。限られた人員体制で包括的な支援体制の整備に取り組む市町村においては、アウトカムにつながる効果的な取組に資源を集中させていくことが重要です。

全ての取組を同時に着手する必要はありません

本ロジックモデルを読むと、取組が多岐にわたりハードルが高いと感じられるかもしれません。しかし、すべての取組に同時に着手する必要はなく、先行市町村も最初からすべての取組を同時に進めてきたわけではありません。前述の通り、この取組は所管課や担当者だけで進めるものではなく「仲間づくり」が極めて重要です。そのため、多くの関係者の共感を得られそうな課題から着手してはどうでしょうか。所管課は、その時点で取組が不十分な部分は意識しつつも、関係者の意識が醸成されるタイミングを見計らいながら取組の幅を広げていくことが重要です。

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



最終アウトカムと「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の関係性

本ロジックモデルの最終アウトカムのうち、地域住民等に関する2つの最終アウトカム（下図の下段）は、国が示す「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の①地域で支えあう機能、支援関係機関に関する2つの最終アウトカム（下図の上段）は、イメージ図の②支援関係機関同士が連携して支援を行う機能に位置付けられる。

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図



目指すべき方向性：2つの「包括性」

対象者の包括性

誰一人とりのこさない



自ら相談にくることができない人
困り感や受援意向がない人
も支えていく

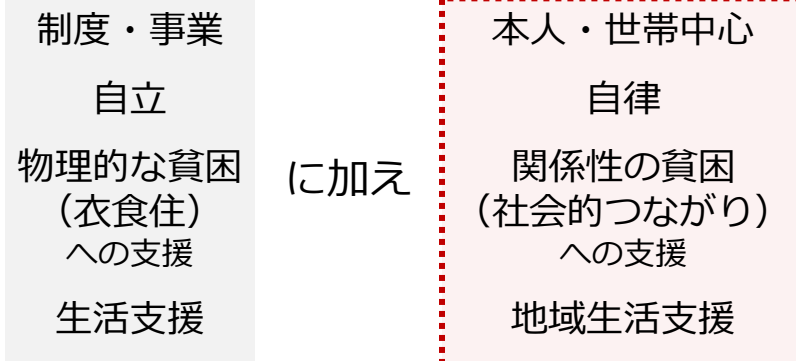
支援関係機関だけでは支援を必要とする人に気づけない。
だからからこそ地域との協働が必要（次頁）。

支援関係機関が、
対象者を包括的に把握し
受け止めている
（対象者の包括性）

地域住民等が、
困りごとを抱える人に
気づいている

支援の包括性

“生きていくこと”への支援



制度だけではない支援
福祉だけではない支援
を届けていく

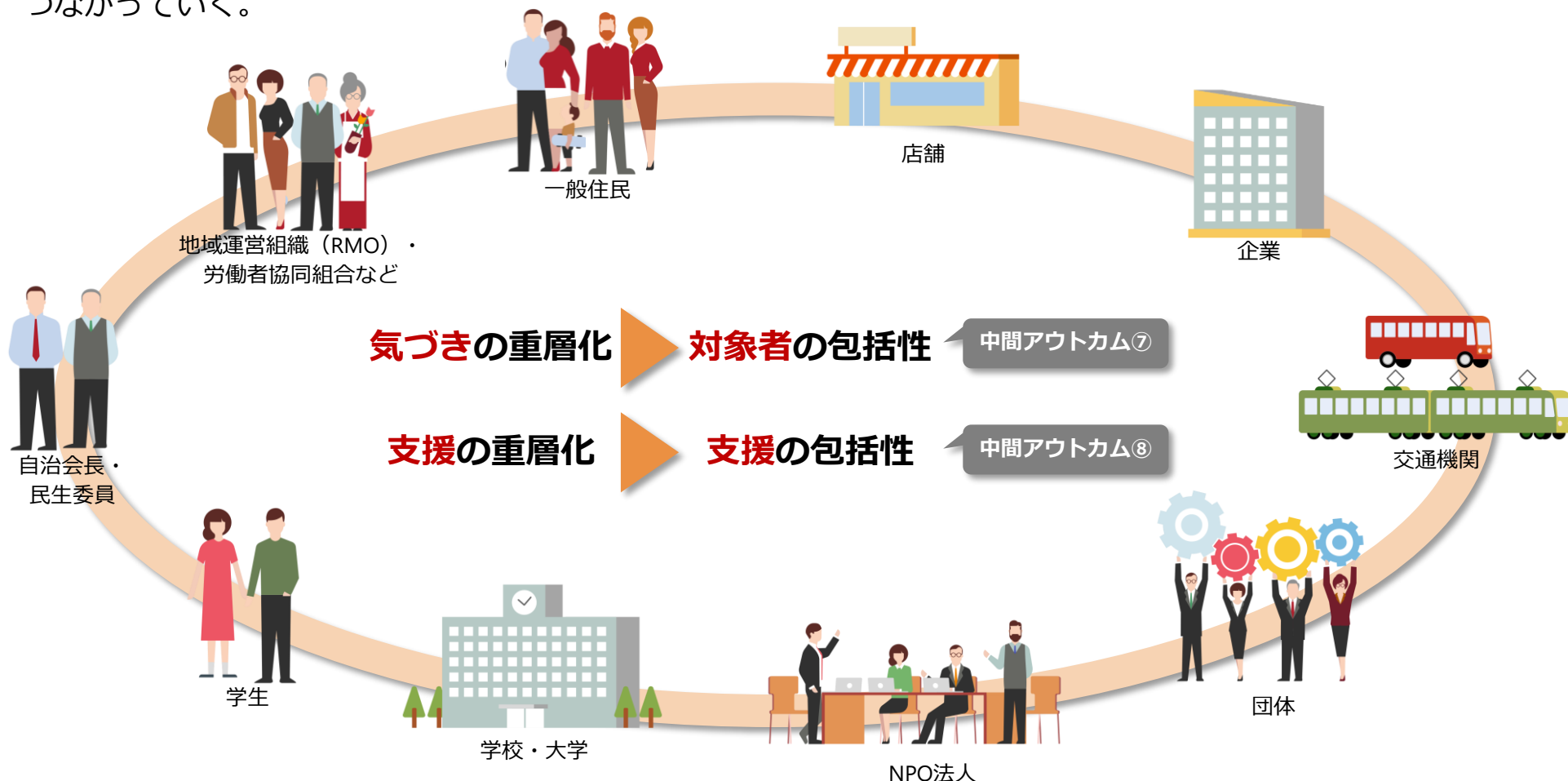
“生きていくこと”への支援は制度や専門職だけではできない。
だからからこそ地域との協働が必要（次頁）。

支援関係機関が、
包括的な支援を行っている
（支援の包括性）

地域住民等が、
困りごとを抱える人を
受け入れ支えている

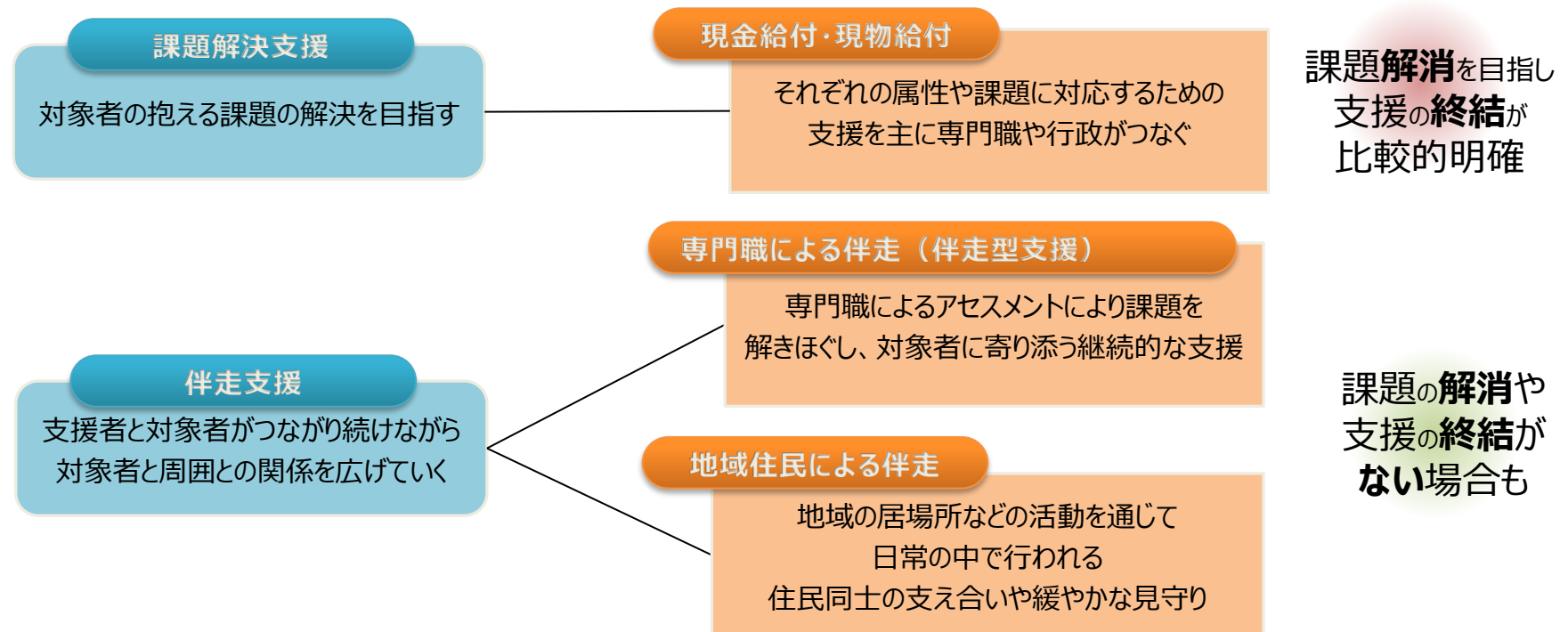
「地域住民“等”」には、何が含まれるのか？

「地域住民等」には、地域に居住する住民のほか、住民主体の組織、地域に所在する教育機関、地域で事業や活動を行う企業、店舗、NPO、団体など、**地域のあらゆる人・団体・組織・事業者等**が含まれる。多様な主体が包括的な支援体制に参画することで、気づきも支援も重層化され、それが対象者の包括性、支援の包括性につながっていく。



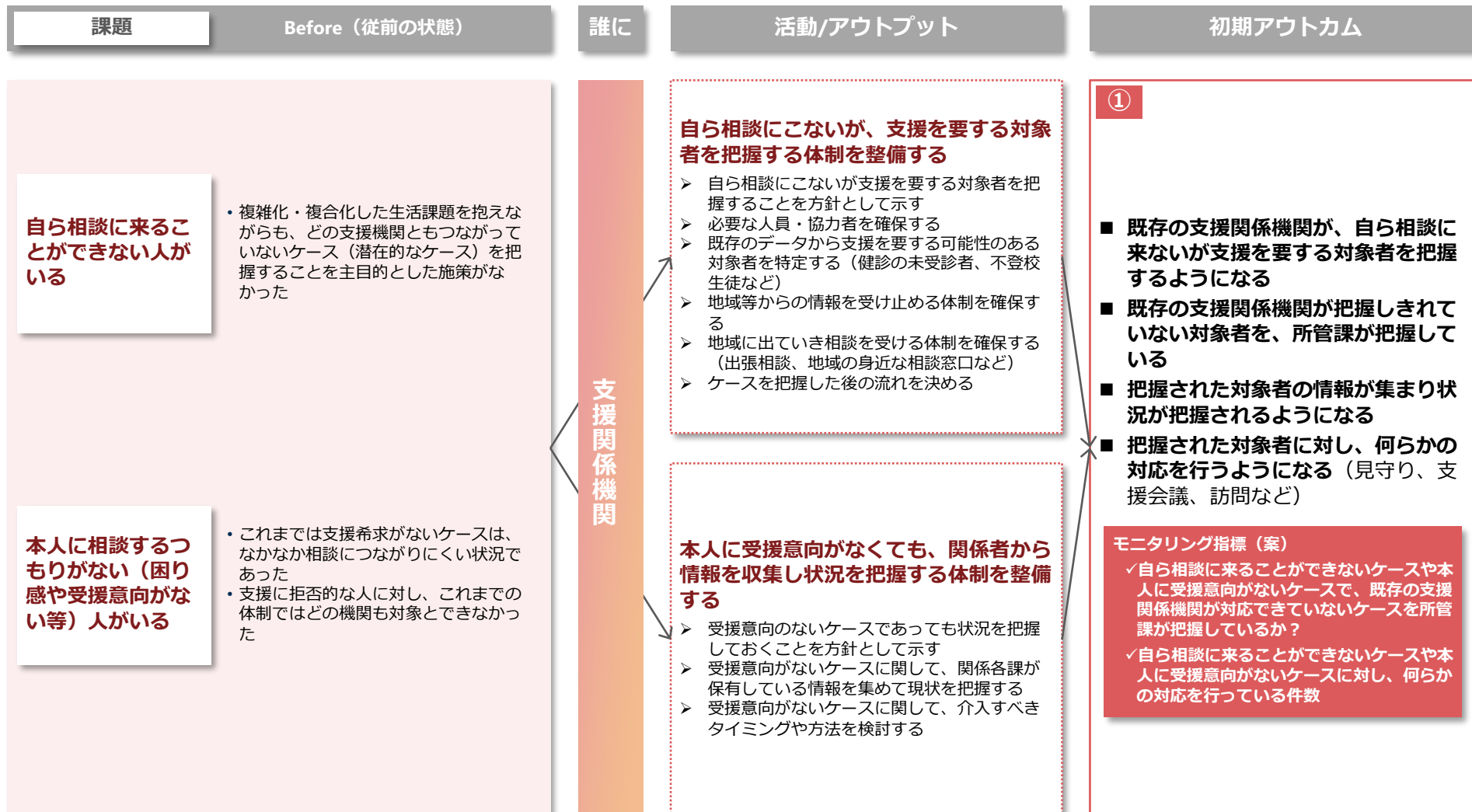
最終アウトカムやインパクトが「個人の課題解決」となっていないのは、なぜか？

個人を支援する際のゴールは、課題解決とはかぎらない



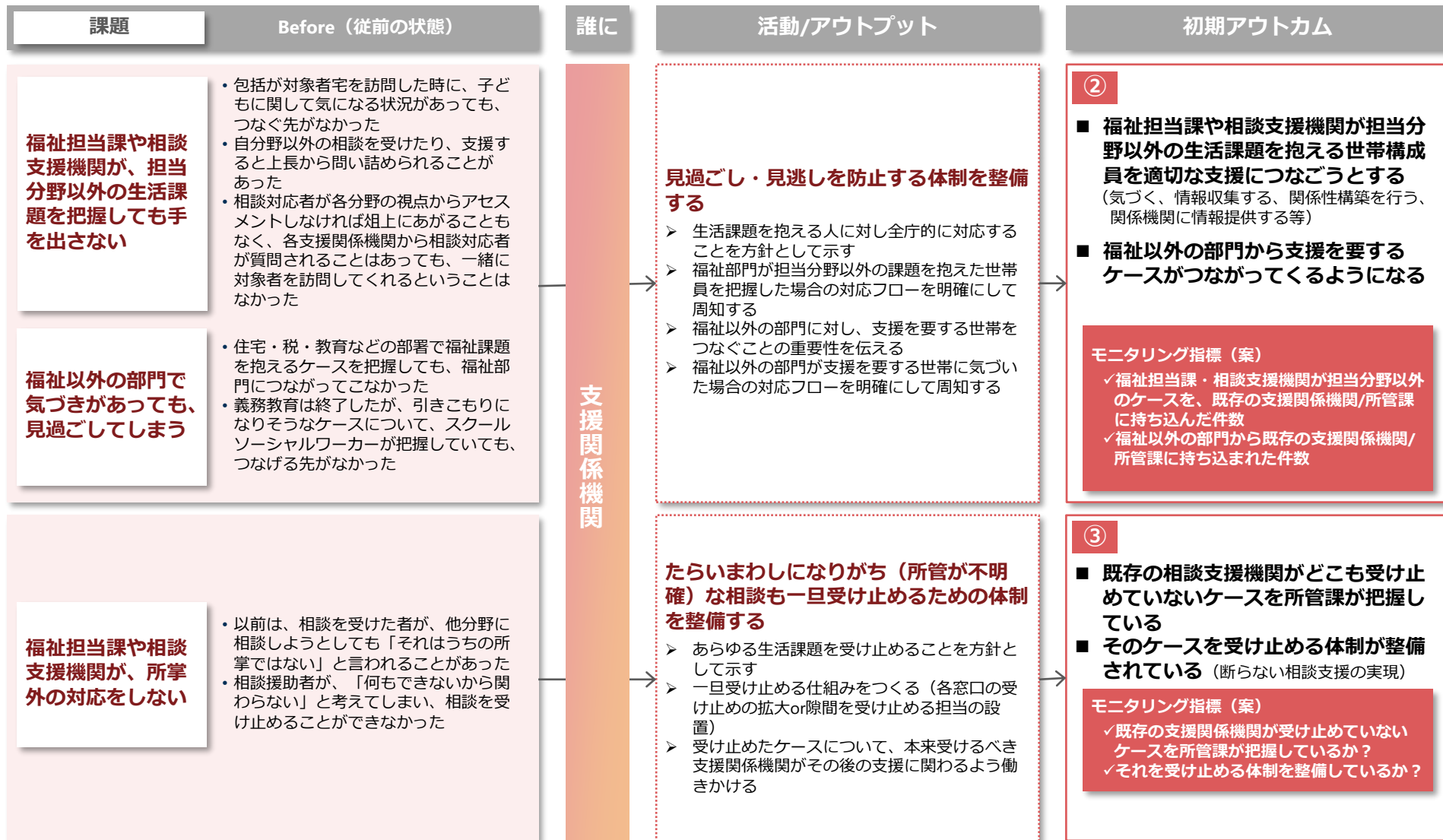
課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題①

課題① 埋もれがちなケースを捕捉できない



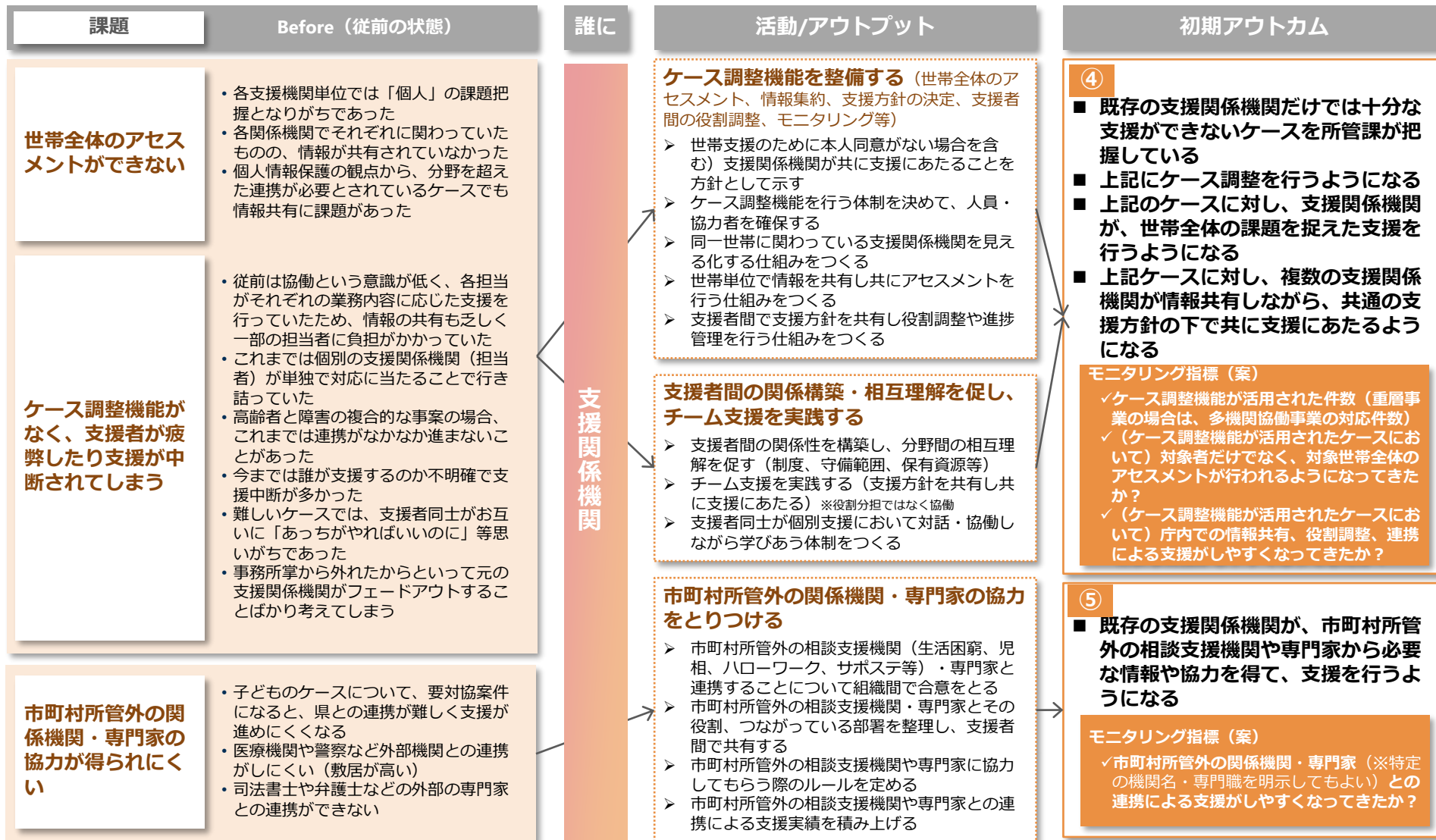
課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題②

課題②ケースを把握しても受け止められない



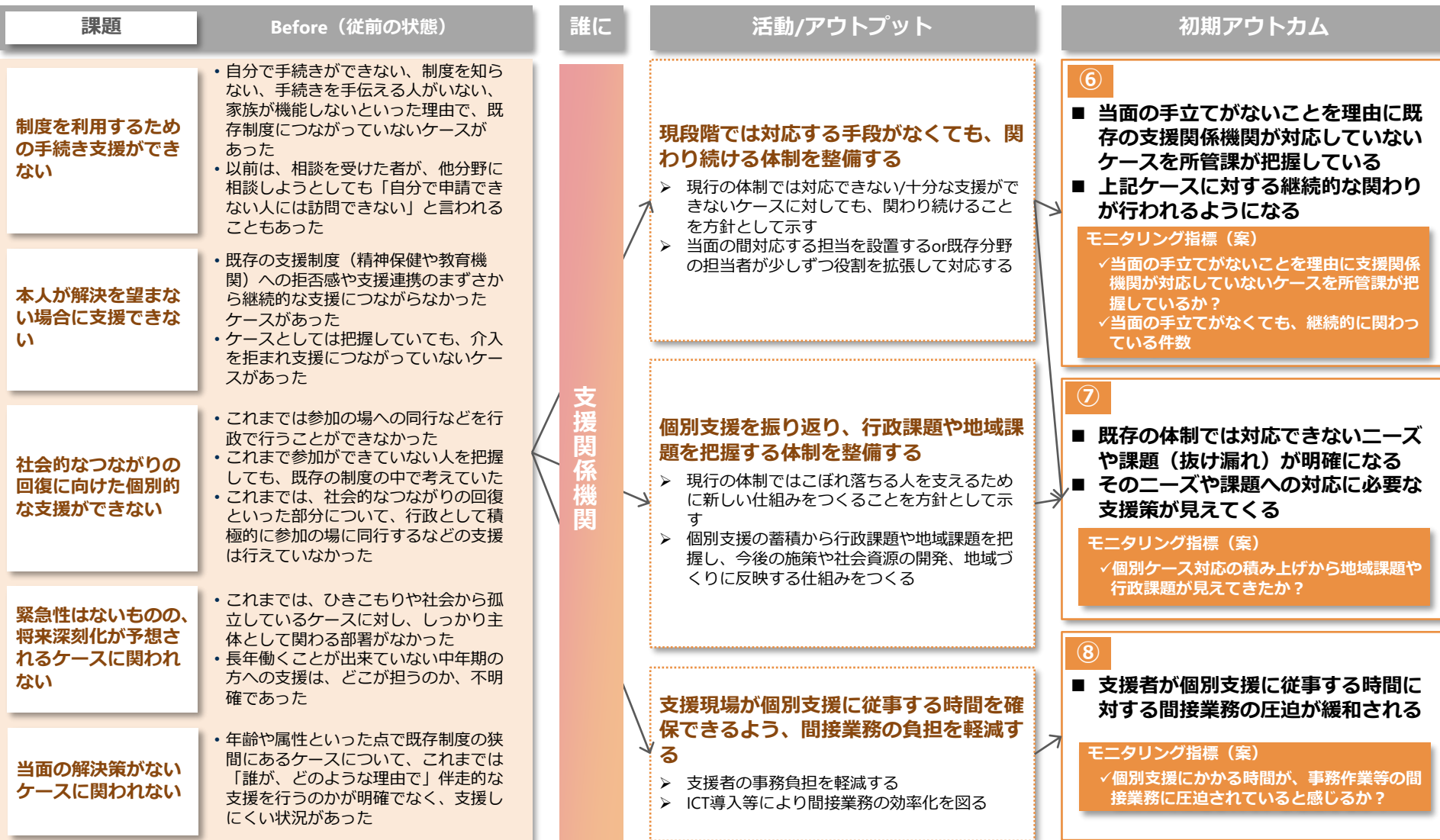
課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題③

課題③ 支援関係機関の動きがバラバラで、世帯支援を行うために共に支援にあたることできない



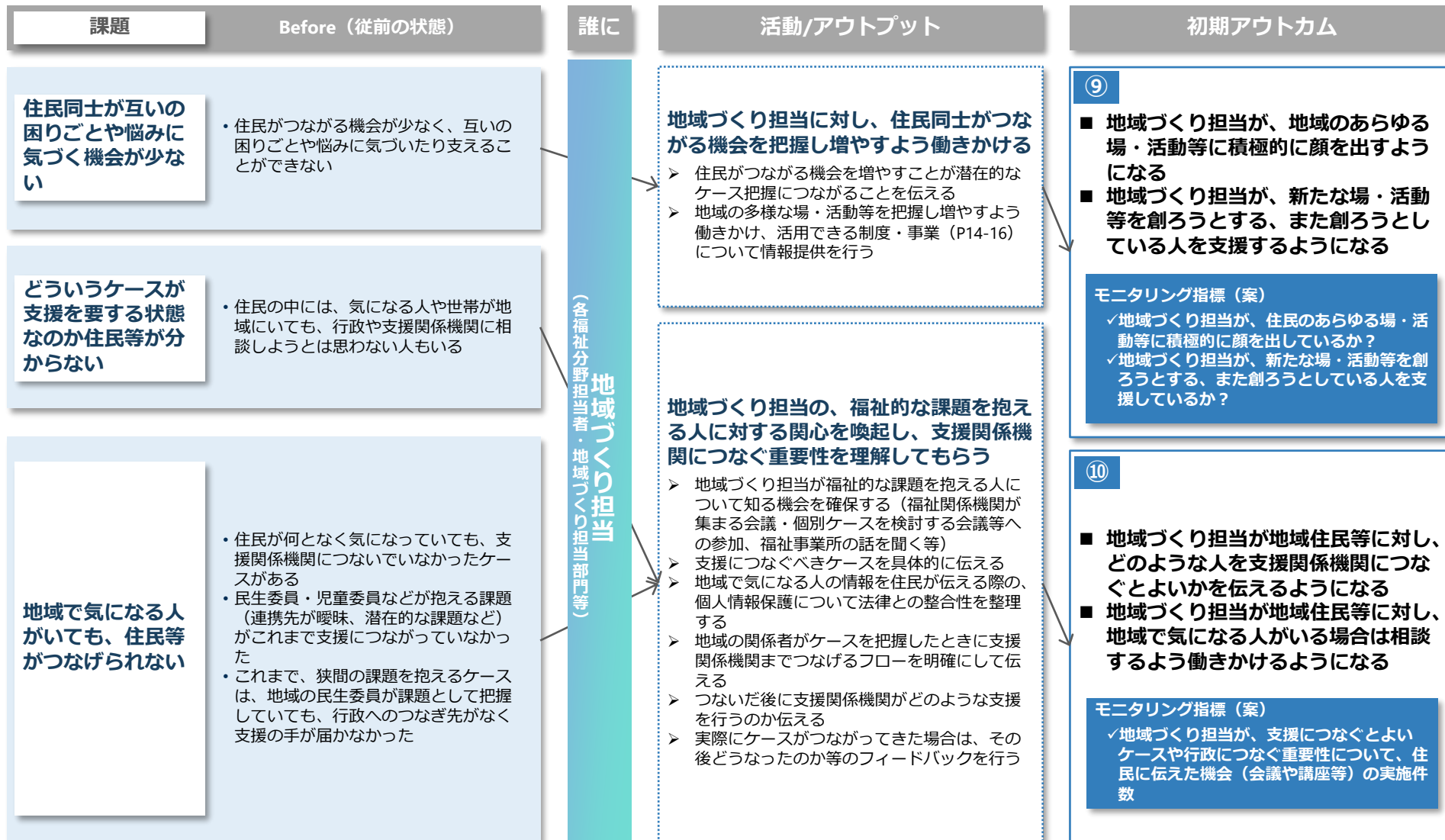
課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題④

課題④継続的に支援していく支援関係機関がない（手立てがない場合に手放して/中断してしまう）



課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題⑤

課題⑤福祉的な課題を抱えている人に気づかない、気づいたとしても行動できない



生活困窮者自立支援制度の対象は幅広い

生活困窮者自立支援制度は、高齢・こども・障害といった制度とは異なり、属性によって対象者が限定されているわけではない。

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

※他制度の利用ができる人たち（障害・高齢者等）も多く来所する。

支援のポイント

- ☑ 相談に際して**資産・収入に関する具体的な要件はなく**、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、**できる限り幅広く対応**
- ☑ 生活困窮者の中には、**社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮**するとともに、**孤立状態の解消などにも配慮**。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、**インフォーマルな取組**などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、**地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発**。

資産・収入に関する具体的な要件は定められておらず幅広い対象者に対応可能。個別支援だけでなく、地域づくりも含まれる。

1

対象者を問わない地域づくり関連の既存制度・事業等①

各分野の対象者を問わない地域づくり事業

【高齢】

- 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス活動A・B・D（次頁）、一般介護予防事業
- 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業
- 就労的活動支援コーディネーター／等

【生活困窮】

- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【子ども】

- こどもの居場所づくり支援体制強化事業
- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

【ひきこもり】

- ひきこもり支援推進事業

※そのほか、孤独・孤立対策、地方創生、消費者施策等において、対象者を問わない地域づくり関連の事業あり

地域づくりの一体的な実施に関する課長通知

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日課長通知）

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの**地域づくりに資する事業について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。**

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、**複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。**なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、**これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。**ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

～（中略）～

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場合や、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、**支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。**

出典）厚生労働省「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日課長通知），<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184513.pdf>（2024/11/8参照）

対象者を問わない地域づくり関連の制度・事業等②

住民主体のサービス・活動の推進 (サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)		1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ シメト	4 包括 センター
○	○	○	○	○	○

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

$$\text{対象者数割合} = \frac{\text{要支援者} + \text{事業対象者} + \text{継続利用要介護者}}{\text{サービス・活動B・Dに該当する活動の参加者(総数)}}$$

- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

改正前

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、対象経費の一部を(定額)補助等すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様)対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等すること

ボランティア(生活支援の実施(訪問B))

買い物等の付き添い支援の実施(訪問D)

住民同士の情報交換等の実施(通所B)

⇒ 対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

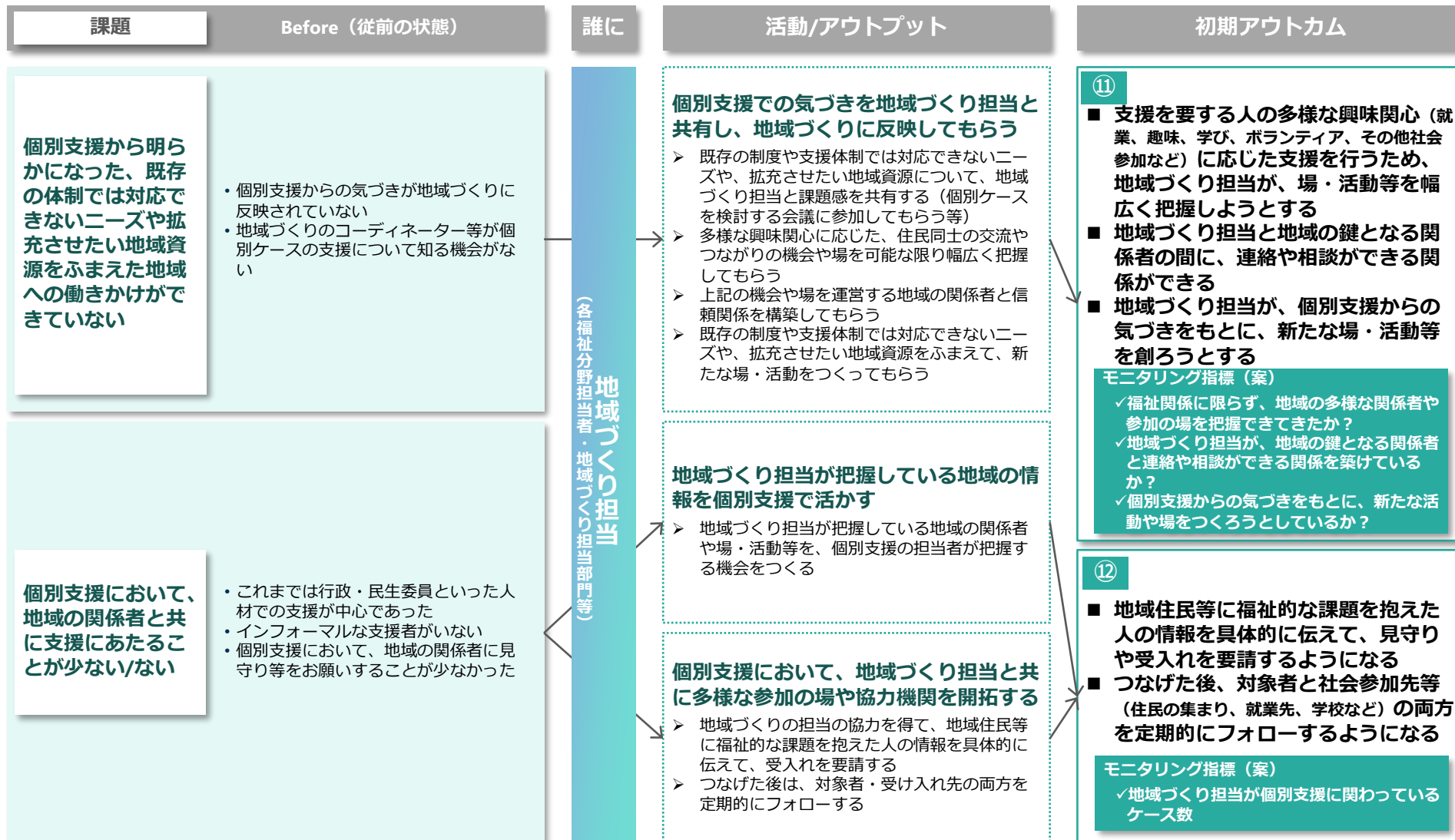
*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握(団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能)すること

活動の参加者に総合事業の対象者以外が含まれる場合も、「事業目的を達成するための付随的な活動」と判断できる場合は、総合事業を活用したより手厚い支援が可能となった。

出典) 厚生労働省老健局「令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」を三菱UFJリサーチ&コンサルティングが一部改変

課題～活動/アウトプット～初期アウトカム・指標 課題⑥

課題⑥福祉的な課題を抱えた人を継続的に支える関係性や受け入れる場がない



支援関係機関に関する中間アウトカム・指標

①既存の支援関係機関の対応力向上（メインシステムの機能向上）

- ・ 支援者個人の支援技術が向上する
- ・ 各支援関係機関の守備範囲が拡大し、対応力が向上する。
- ・ 支援関係機関の単独での対応が難しい場合は、他機関と自主的に連携するようになる。

モニタリング指標（案）

- ✓ 支援者の支援技術が向上してきたか？
- ✓ 既存分野の庁内各課と支援関係機関の守備範囲が「不動産、司法、年金、税金」（鍵括弧内は置換可）まで広がってきたか？

②包括的な支援体制整備所管課の役割変化（サブシステムの役割変化）

- ・ たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署が対応するケースの性質が変化する（既存の支援関係機関が受け止められる範囲が広がってもなお抜け漏れるケースを集中して受け止めるようになる）
- ・ ケース調整を担う部署が対応するケースの性質が変化する（支援関係機関が対応できる範囲が広がり、また連携が必要なケースでも自分達で調整できるケースは依頼が来なくなる）
- ・ 対応する手段がなくても関わり続ける部署が対応するケースの性質が変化する（既存の支援関係機関の守備範囲が広がってもなお手立てがない人に集中して関わり続けるようになる）

モニタリング指標（案）

- ✓ たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署が対応するケースの性質が変化してきたか？
- ✓ ケース調整を担う部署（重層の場合は多機関協働事業）が対応するケースの性質が変化してきたか？
- ✓ 対応する手段がなくても関わり続ける部署（重層の場合はアウトリーチ等事業）が対応するケースの性質が変化してきたか？

③全庁的な相談支援体制の継続的な見直し

- ・ 個別支援の蓄積から行政課題（支援が難しいケース、組織体制の課題など）が明らかになり、組織的な見直しが継続的に行われる（機構改革、事務分掌の変更、各相談支援機関の再編、公的サービスの見直し・新規創出等）
- ・ 各分野における人員体制が強化される（守備範囲を拡大するための人員配置など）
- ・ 各制度の未着手メニュー・事業を実施するようになる

モニタリング指標（案）

- ✓ 全庁的な相談支援体制を検討・見直しする場を設けているか？
- ✓ 把握された行政課題に対し、全庁的な相談支援体制の継続的な見直しが行われているか？

④支援者の孤立感や負担の軽減（支援者支援）

- ・ チーム支援が定着し多様な支援者が関わって対象者を支援することで、支援者の孤立感や負担感が軽減される
- ・ 支援者の間接業務の負担が軽減され、個別支援の業務により集中できるようになる

モニタリング指標（案）

- ✓ 受け止めたケースに関して、相談できる人や一緒に動いてくれる人がいるか？
- ✓ 支援関係機関の担当者が孤立したり、疲弊したりするのが減ってきたか？

⑤個別支援における支援の質向上

- ・ ケースを手放したり支援が中断することが減る
- ・ 支援関係機関同士の調整が円滑になり、支援が迅速化する
- ・ 支援関係機関の個別支援における支援の幅が広がる（手立ての充実）

モニタリング指標（案）

- ✓ 情報が寄せられたケースのうち対応・介入を行った割合
- ✓ ケースの把握から介入までの期間（日数）
- ✓ 個別支援における支援の幅が広がってきたか？

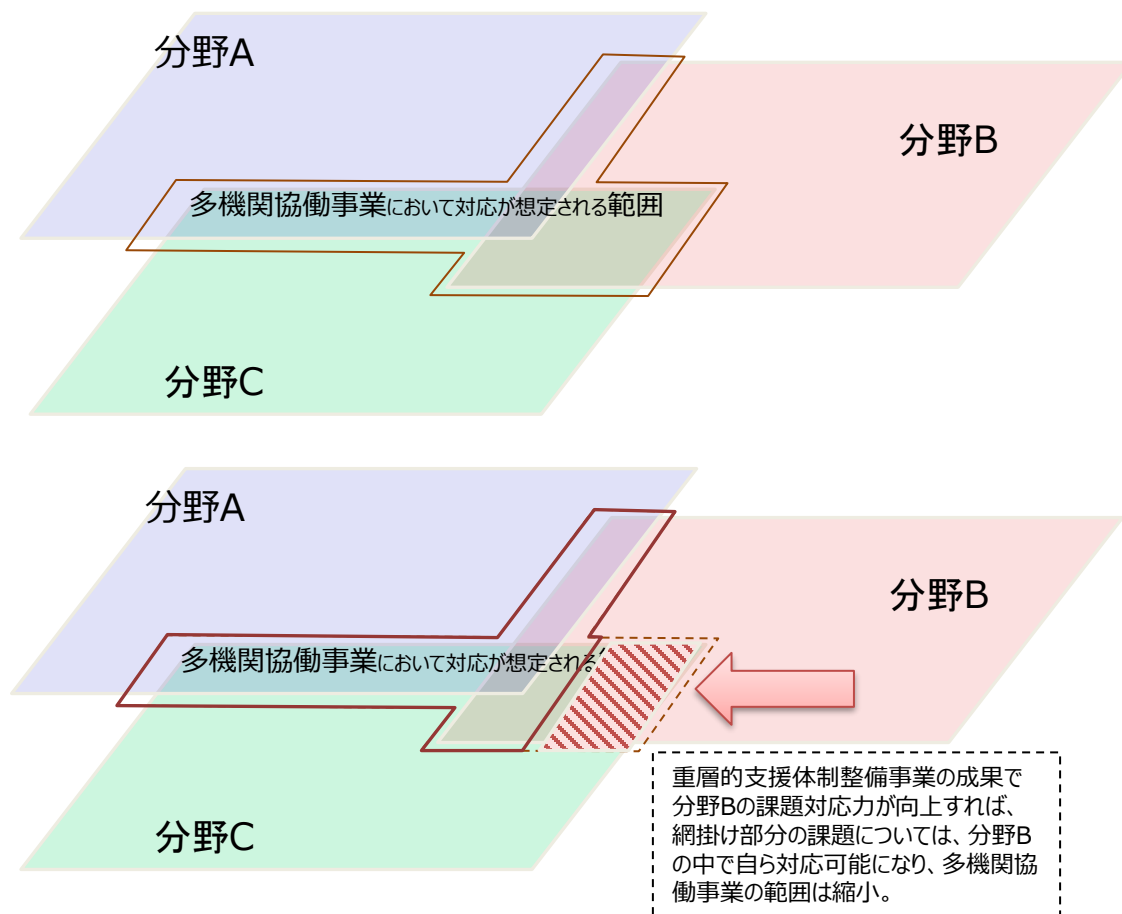
⑥予防的対応への転換

- ・ 個別支援において将来的なリスクを踏まえた対応をするようになる

モニタリング指標（案）

- ✓ 将来的なリスクをふまえて対応・介入を行った件数

メインシステムの機能向上とサブシステムの役割変化



出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック<概要版>」(令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等」についての調査研究)

メインシステムの機能向上 (中間アウトカム①)

支援者個人の支援技術の向上

チーム支援の中で自分とは異なる専門性を持つ支援者と共に支援にあたることで、アセスメントや接遇等のスキルが向上する(初期アウトカム④)。

各支援関係機関の守備範囲の広がり

既存の支援関係機関が、自ら相談に来ないが支援を要する対象者を把握するようになる(初期アウトカム①)。前述の支援者個人の支援技術の向上により、支援関係機関(組織)としての対応力も向上する。

たらいまわしになりがちな相談も一旦受け止める体制、現段階では対応する手段がなくても関わり続ける体制を維持する(初期アウトカム③⑥)中で、組織体制の課題等が把握され(初期アウトカム⑦)、守備範囲を拡大するための見直し等が行われる(中間アウトカム③)。

支援関係機関同士の関係性構築

チーム支援を積み上げていくことで、支援関係機関同士の相互理解が進み関係性が構築されていく(初期アウトカム④)。

サブシステムの役割変化 (中間アウトカム②)

※サブシステムを担う部署を設置した場合

たらいまわしになりがちな相談を受け止める部署

既存の支援関係機関が受け止められる範囲が広がってもなお抜け漏れるケースを集中して受け止めるようになる

ケース調整を担う部署

支援関係機関が対応できる範囲が広がり、また連携が必要なケースでも自分達で調整できるケースは依頼が来なくなる

対応する手段がなくても関わり続ける部署

既存の支援関係機関の守備範囲が広がってもなお手立てがない人に集中して関わり続けるようになる

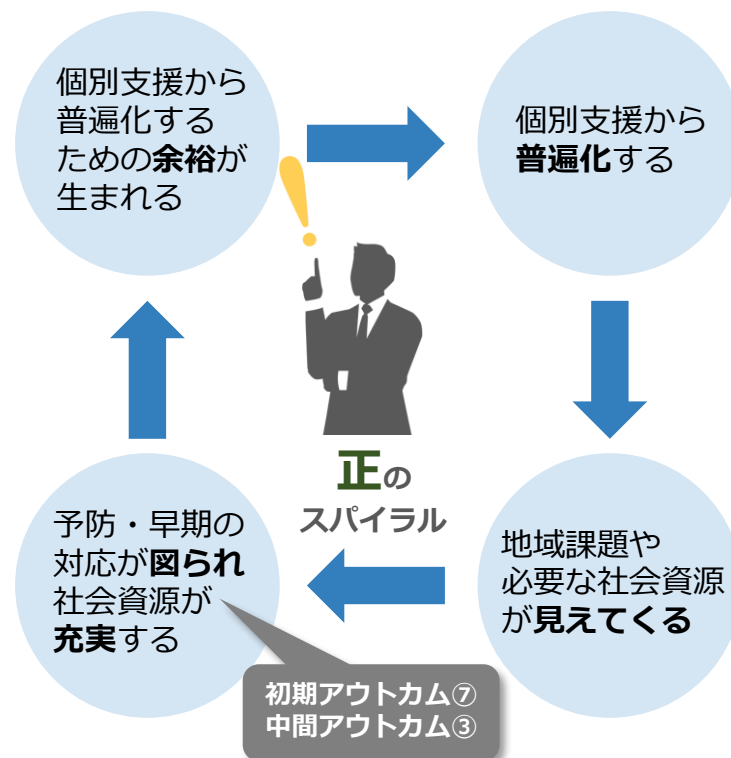
本ロジックモデルにおける支援者支援の考え方①（中間アウトカム④）

＜支援者支援の3つの要素＞



- 個別支援の中で、支援者同士が「対話と協働」をすることで、「支援者の孤独感」や「支援しづらさ」を緩和・解消していく
- 対話・協働を通じて支援者が学びあうことで支援者の資質向上が図られることも「支援しづらさ」の解消につながる
- 対話・協働による学び合いをするための時間的余裕を生み出すためには業務の効率化も必要となる

＜個別支援からの社会資源開発＞

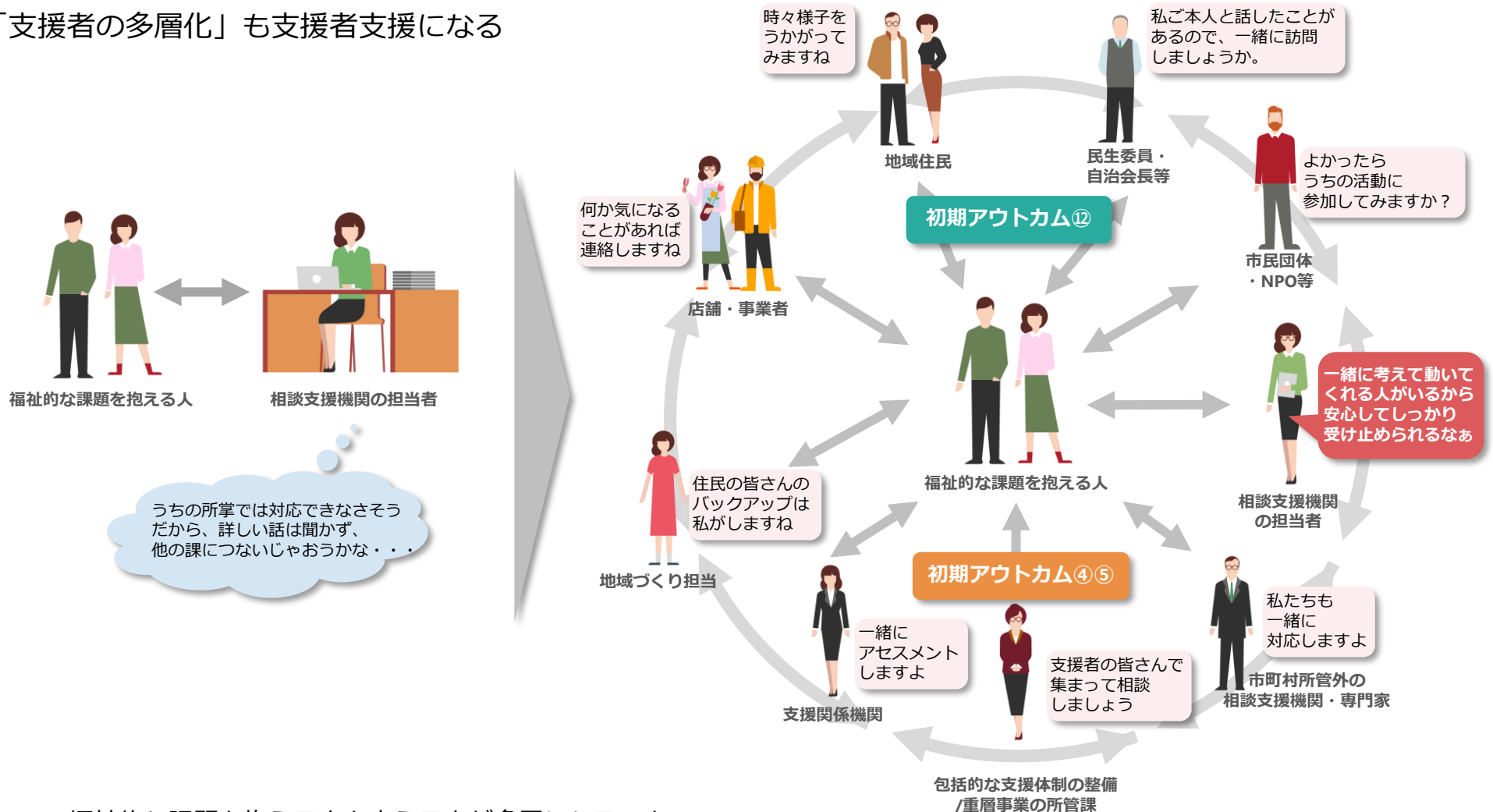


- 個別支援を漫然と繰り返していくだけでは、予防や早期発見ができず、支援の手立ても増えていかないため、支援現場が疲弊してしまう
- 個別支援の蓄積から社会資源の開発につなげていくことも支援者支援になる
- このためには、現場の支援者と施策形成に関わる職員が共に考えるチーム・場の形成が必要となる

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」(令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)を一部改変

本ロジックモデルにおける支援者支援の考え方②（中間アウトカム④）

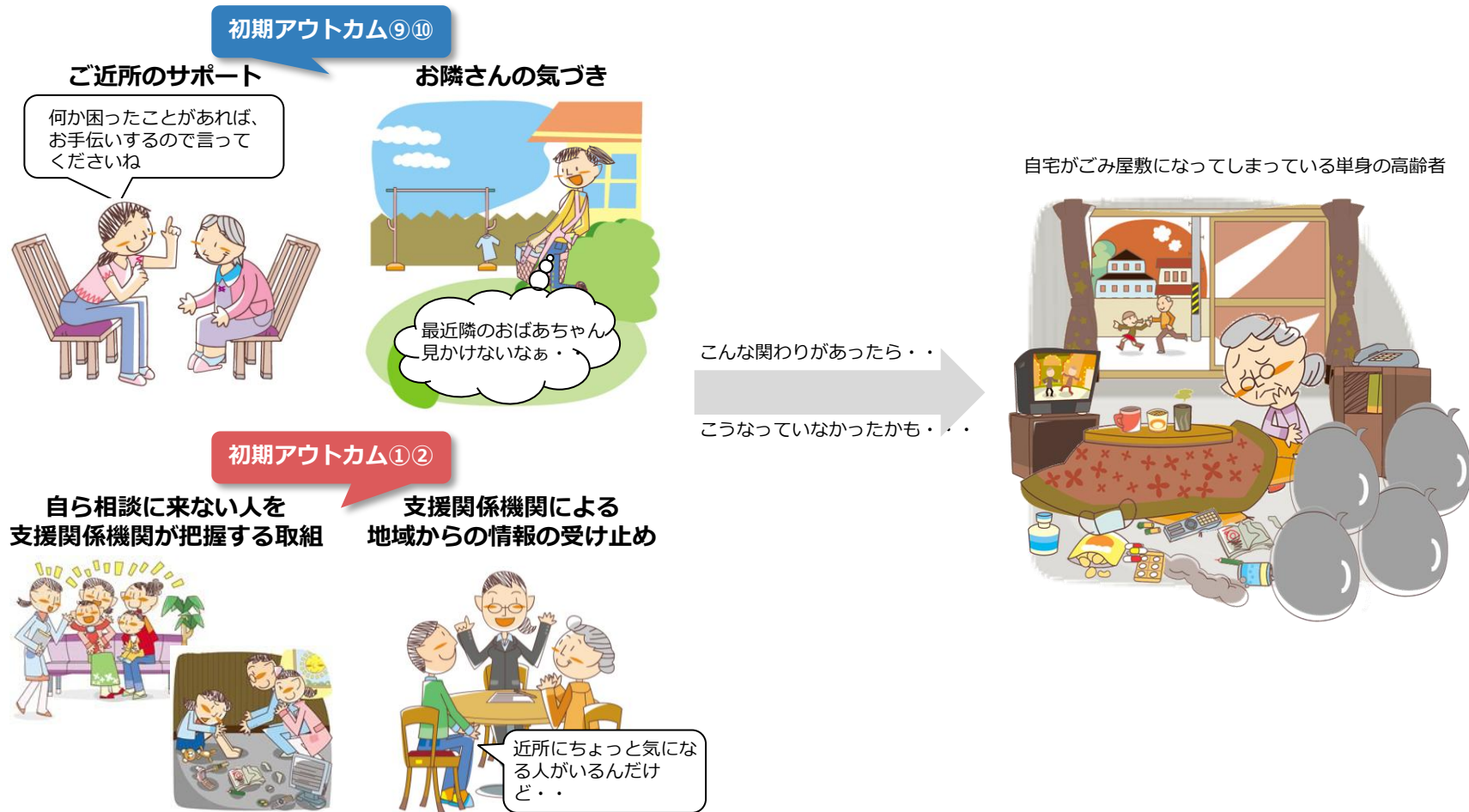
「支援者の多層化」も支援者支援になる



福祉的な課題を抱える人を支える人が多層になることで、
「自分だけで受け止めるわけではない」「相談できる人がいる」「一緒に動いてくれる人がいる」という安心感から、
それぞれの**支援者が安心して受け止められる**ようになる。

「予防的対応への転換」とは？（中間アウトカム⑥）

包括的な支援体制の整備は、「複雑化・複合化した後のケース対応を主眼に置いている」のではない



中長期的には、早期対応や予防の取組を進めていくことが包括的な支援体制の本質部分

地域づくり担当に関する中間アウトカム・指標

⑦個別支援の入口強化

- ・ 困りごとを抱える人の存在に気づいた地域住民等から、行政（地域づくり担当、相談支援機関等）に情報が寄せられるようになる
- ・ 地域の多様な場・活動等で支援を要する人が把握され、行政（地域づくり担当、相談支援機関等）につながられる

モニタリング指標（案）

- ✓ 困りごとを抱えていると考えられるケースについて地域から情報を寄せられることが出てきたか/増えてきたか？

⑧個別支援の出口強化

- ・ 個人の様々な事情やライフスタイルに応じた多様な社会参加の場が提供されるようになる（支援関係機関との同時介入だけでなく、専門職による支援終了後のフォローも含む）
- ・ 地域住民等が、福祉的な課題を抱える人・世帯を気かけ、見守り、変わったことがあれば支援関係機関に伝えてくれるようになる（支援関係機関との同時介入だけでなく、専門職による支援終了後のフォローも含む）

モニタリング指標（案）

- ✓ 個別支援において、協力してくれる地域の関係者や参加の場が増えてきたか？
- ✓ 個別のケースを通じて新たな参加の場が生まれてきたか？
- ✓ 支援対象者を地域で気かけ、見守ってくれる人の発掘につながっているか？

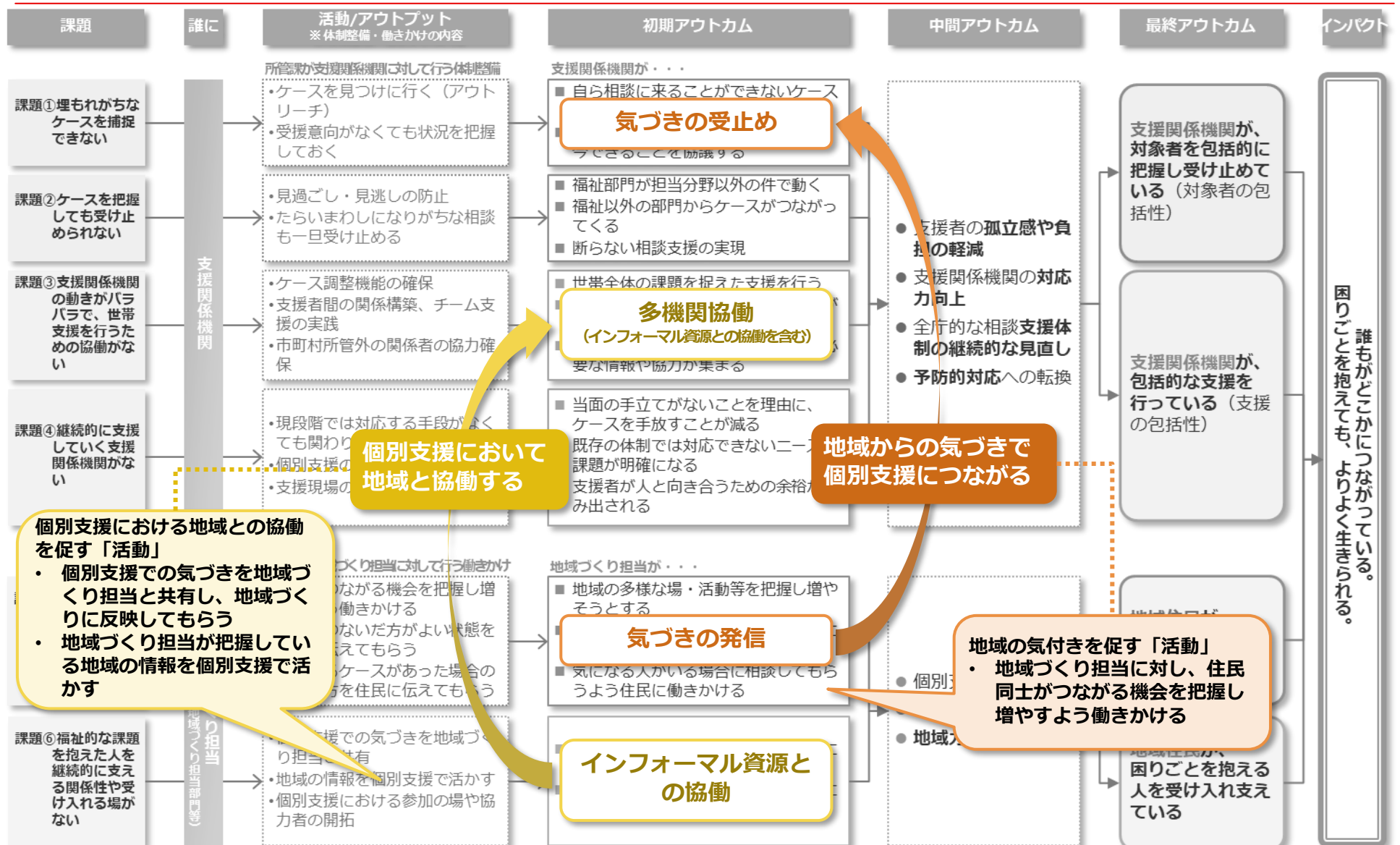
⑨地域における「気かけ力」の高まり

- ・ 困りごとを抱える人に対し、自分ができていることを考えて動き始める人が出てくる
- ・ 福祉的な課題を抱えた人を地域で受け入れたり支えたりするような活動が生まれてくる

モニタリング指標（案）

- ✓ 困りごとを支える人たちに対し、自分ができていることを考えて動き始める人が出てきたか？
- ✓ 地域の中で、福祉的な課題を抱えた人の受入れや支援を行う場・活動等が生まれてきたか？

個別支援と地域づくりの連動



小規模自治体のチェックポイント



うちは、すべての福祉分野の担当が同じフロアにいて日頃からよく話もしているから、「縦割りの弊害」ってあまりないと思うんだけど、取り組んだ方がいいことってあるの？



うちは、職員が少ないから、一人の職員が兼務で複数の業務を担当しているので、そもそも連携の必要性を感じないんだけど、どうなの？

小規模自治体の強みは、規模の大きな自治体に比べて支援者間の顔の見える関係ができており、「誰が何をしてくれるか」という守備範囲についても相互理解があるため、つながるだけで支援できるという点です。

しかし、**関係性が深いからこそ、変化を起こしにくい**ということはないでしょうか。必要に応じて、有識者や都道府県など外部から刺激をいれてもらい、今の空気感を変えていく必要があります。

支援に必要な社会資源の開発にあたっては、活用できる資源にも限りがあることから、近隣市町村と共に検討することが重要です。合同でプラットフォームを構築したり、社会資源を共有するような取組も考えられます。ここでは、広域調整機能として都道府県の支援を受けることも考えられます。

また、関係性が既にできているからこそ、移住者など新しい人材の巻き込みが十分にできていない場合もあります。これまで付き合いのある地域の関係者以外の住民や事業者等に目を向けることも重要です。

今後、人口減少が更に進む中では、現状の人員で分野横断的な相談支援・地域づくりを行うための機能集約型の体制整備も検討していくことが求められます。

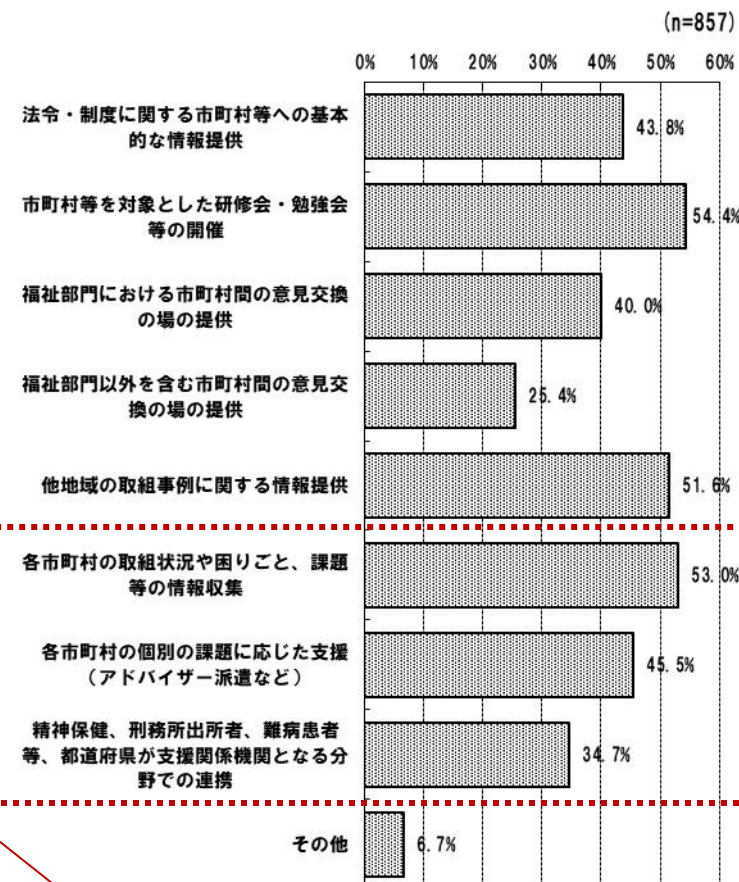
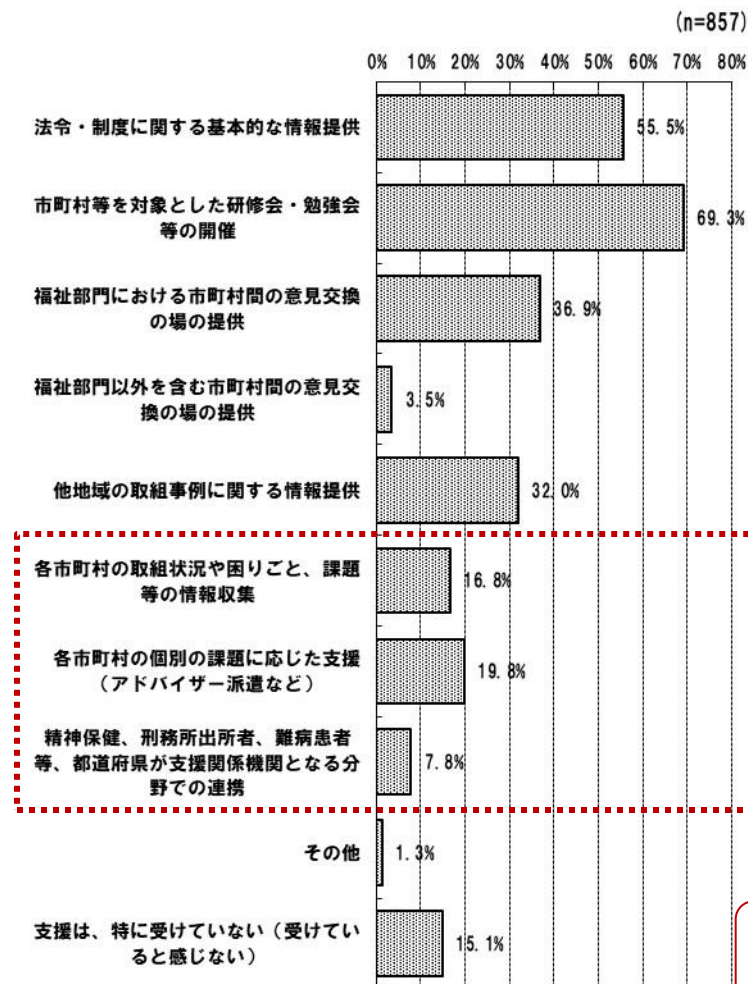
小規模自治体のチェックポイント

- **関係性はできているが、変化を起こしにくいということはありませんか？**
ロジックモデルを活用しながら、見直したい点や改善したい点について、外部の有識者等から助言してもらう方法もあります。
- **持続可能な支援体制になっていますか？**
支援内容が属人的になったり、特定の支援者に負担がかかりすぎないよう、ノウハウやネットワークの共有、負担の調整が必要です（**初期アウトカム④**）。
- **近隣市町村との協働による社会資源の開発・活用はできていますか？**
個別支援からの気づきから、支援に必要な社会資源をつくっていくためには、近隣市町村との資源共有や協働での取組が有効です（**初期アウトカム⑦**）。

都道府県に期待される役割①

包括的な支援体制の整備について、
都道府県からどのような支援を受けていますか

包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、
都道府県にどのような支援を期待しますか



個別的な
後方支援

支援関係機関の
一員としての連携

受けている支援と期待する支援に
ギャップがある

都道府県に期待される役割②

期待される役割 1

“ボトムアップ型”で 体制整備を後方支援する

- 都道府県の役割は基本的に後方支援ですが、最も重要な点は、都道府県内が管内市町村のハブ役になることです。
- 国と市町村の間に立つ機関として、国の制度設計の意図や動向等をトップダウンで伝えるだけでなく、ボトムアップ型の支援として、各市町村の取組を学び、共有するための方策を考えていく必要があります。
- この時に、取組内容をコピーするだけの横展開は機能しません。ある市町村でその取組内容が機能するのは、そのまちの課題や体制、タイミング等に合っているからであり、他の市町村でも同様に機能するとは限りません。だからこそ、背景や経緯などの一連のストーリーの理解が必要なのです。
- また、各市町村の困りごとを把握し、その状況に応じた情報を伝達する、学識経験者や専門家などの外部資源を調達して技術的な支援を行うなど、各市町村に対する個別的な支援も期待されます。学識経験者や専門家などの活用にあたっては、統計データ等の外形的な情報だけでは把握できない各市町村の状況や事情を外部有識者に都道府県が伝達することで、外部資源の機能を最大限引き出すことができます。

期待される役割 2

個別支援では、 支援関係機関の一つとして学び合う

- 個別支援では、都道府県も重要な支援関係機関の一つですが、例えば、保育・子育て支援・母子保健は市町村所管であるのに対し、虐待・社会的養護は都道府県所管であるために、その狭間に落ちることで必要な支援を受けられない、あるいは対応が遅れるといった所管上の課題が指摘されています。
- 虐待関連のケースでは児童相談所、精神障害関連のケースでは保健所といったように、都道府県所管の支援関係機関も関わる場合は、市町村の支援関係機関と支援方針を共有するとともに、支援のあり方や必要な施策、仕組み、社会資源などについて、ケース対応を通じて共に学び合っていく必要があります。対話・協働による学び合いには、都道府県所管の支援関係機関も含まれます。
- また、町村部においては、生活困窮者自立支援制度を都道府県が担うため、密な連携が求められます。
- なお、**初期アウトカム⑤**の「既存の支援関係機関が、市町村所管外の関係機関や専門家から必要な情報や協力を得て、支援を行うようになる」には、都道府県の支援関係機関も含まれています。

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」(令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)に一部加筆

重層的支援体制整備事業を実施している場合

多機関協働事業等を活用できる「活動」

※ただし、既存の制度・事業による取組を実施した上で、
なお取り組む必要がある場合に活用可能

【多機関協働事業】

初期アウトカム④⑤の活動

- ・ ケース調整機能を整備する
- ・ 支援者間の関係構築・相互理解を促しチーム支援を実践する
- ・ 市町村所管外の相談支援機関・専門家の協力をとりつける

初期アウトカム⑦の活動

- ・ 個別支援を振り返り、行政課題や地域課題を把握する体制を整備する（重層的支援会議の活用が可能）

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

初期アウトカム①の活動

- ・ 自ら相談にこないが、支援を要する対象者を把握する体制を整備する

初期アウトカム⑥の活動

- ・ 現段階では対応する手段がなくても、関わり続ける体制を整備する

【参加支援事業】

初期アウトカム⑫の活動

- ・ 個別支援において、地域づくり担当と共に多様な参加の場や協力機関を開拓する（参加支援の居場所等は既存制度・事業で実施するものであり、重層事業は受入れの要請やつなぎ、その後のフォロー等に活用可能）

重層事業を実施している場合の「アウトカム」

初期アウトカム

各事業において左記の初期アウトカムが生じる

中間アウトカム

①メインシステムの機能向上、②サブシステムの役割変化、
③全庁的な相談支援体制の継続的な見直しにより、以下のアウトカムが生じると考えられる

- ・ **多機関協働事業**が対応するケースの性質が変化する（支援関係機関が対応できる範囲が広がり、また連携が必要なケースでも自分達で調整できるケースは依頼が来なくなる）
- ・ **アウトリーチ等事業**が対応するケースの性質が変化する（既存の支援関係機関の守備範囲が広がってもなおお手立てがない人に集中して関わり続けるようになる）

⑧個別支援の出口強化として、以下のアウトカムが生じると考えられる。

- ・ **参加支援事業**において協力してくれる地域の関係者や参加の場が増える
- ・ **参加支援事業**のつなぎ先として、新たな場が生まれてくる